

1-1. サブメニュー①「知る」介護サービス情報の公表制度とは

1-1-2. コンテンツ①-2「目的」

27

目的

どうしてこのような制度ができたんですか？

30

目的

- 利用者本位
- 高齢者の自立支援
- 利用者による選択
- 利用者が介護サービスや事業所を比較検討して、適切に選ぶための情報を提供

そうです。
[利用者本位] [高齢者の自立支援]
[利用者による選択] です。

28

目的

介護サービス情報の公表制度の基本的役割
介護保険制度の基本理念

- 利用者本位
- 高齢者の自立支援
- 利用者による選択（自己決定）

→ 介護サービス情報の公表

現実のサービス利用場面での実用が必須

はい。介護サービス情報の公表制度は、介護保険制度の基本理念を、現実のサービス利用場面で実現することを支援するために創設されたんです。

31

目的

- 利用者本位
- 高齢者の自立支援
- 利用者による選択
- 利用者が介護サービスや事業所を比較検討して、適切に選ぶための情報を提供

介護サービス情報を公表する目的は、利用者が介護サービスなどを適切に選ぶための、情報を提供するしくみをつくることにあります。

29

目的

介護サービス情報の公表制度の基本的役割
介護保険制度の基本理念

- 利用者本位
- 高齢者の自立支援
- 利用者による選択（自己決定）

→ 介護サービス情報の公表

介護保険制度の基本理念ですか？

32

目的

なるほど。介護サービスは適切に利用しないと、

- 利用者本位
- 高齢者の自立支援
- 利用者による選択
- 利用者が介護サービスや事業所を比較検討して、適切に選ぶための情報を提供

1-1. サブメニュー①「知る」介護サービス情報の公表制度とは

1-1-2. コンテンツ①-2「目的」

33

目的

- * 利用者本人
- * 高齢者の自立支援
- * 利用者による選択
- * 利用者か介護サービスや事業所を比較・検討して、適切に選ぶための情報を提供

利用者の心身機能がかえって低下するといわれていますよね。

36

目的

- * 利用者か介護サービス提供を事前に提供する環境を整備
- * 事業所ごとのサービス内容などを公平・公正に公表
- * (利用者)より適切な事業所を選ぶことができる

利用者が自立した生活を営むうえで、より適切な事業所を選ぶことのできる環境も必要です。

34

目的

- * 利用者か介護サービス情報を事前に提供する環境を整備
- * 事業所ごとのサービス内容などを公平・公正に公表
- * (利用者)より適切な事業所を選ぶことができる

はい。そのため、利用者か介護サービス情報を、事前に提供する環境整備が求められています。

37

目的

- * (事業所)取組みを利用者に知ってもらうことができる
- * (介護サービス情報の公表制度)利用者か事業所との双方に必要な情報提供のしくみ

こうした環境を整えることで、事業所にとっても、各自の取組みを利用者に知ってもらうことができます。

35

目的

- * 利用者か介護サービス情報を事前に提供する環境を整備
- * 事業所ごとのサービス内容などを公平・公正に公表
- * (利用者)より適切な事業所を選ぶことができる

さらには事業所ごとのサービス内容などを、公平・公正に公表し、

38

目的

- * (事業所)取組みを利用者に知ってもらうことができる
- * (介護サービス情報の公表制度)利用者か事業所との双方に必要な情報提供のしくみ

このような背景から、介護サービス情報の公表制度は、利用者か事業所との双方に必要な情報提供のしくみとして生まれたんです。

1-1. サブメニュー①「知る」介護サービス情報の公表制度とは

1-1-3. コンテンツ①-3「しくみ」

39

特徴

介護サービス情報を利用することで、どのようなメリットがあるんですか？

最初のページへ | メニューを開く | 次のページへ

42

特徴

サービス利用の相談がしやすくなるというメリットがあります。

最初のページへ | メニューを開く | 次のページへ

40

特徴

はい。この制度では、事業所の規模にかかわらず、公平・公正な情報が提供されています。

最初のページへ | メニューを開く | 次のページへ

43

特徴

また、公表されている情報と事実を比較して、利用しているサービスの妥当性をいつでも確認することができます。

最初のページへ | メニューを開く | 次のページへ

41

特徴

それらの情報をインターネットのホームページから、誰でも自由に閲覧し、比較・検討できるだけでなく、家族をはじめ、介護支援専門員などと同じ情報を共有できるので、

最初のページへ | メニューを開く | 次のページへ

44

特徴

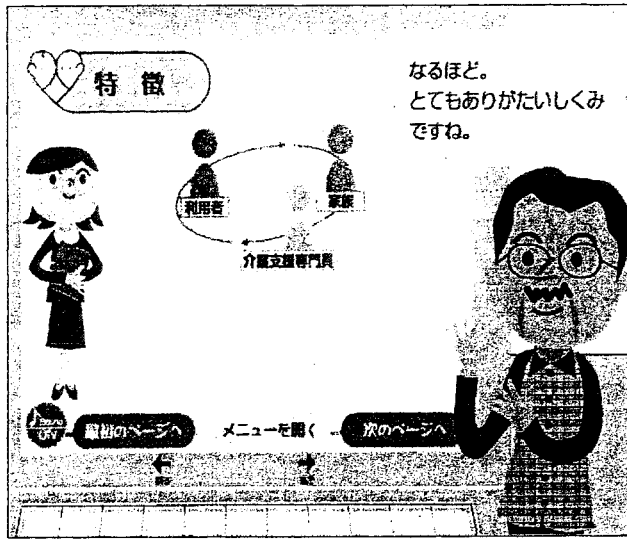
もし事業所や施設のサービスが情報と異なる場合は、都道府県に相談してください。

最初のページへ | メニューを開く | 次のページへ

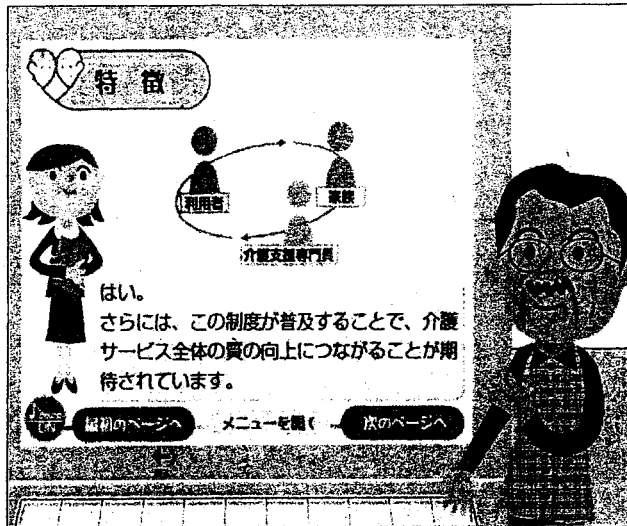
1-1. サブメニュー①「知る」介護サービス情報の公表制度とは

1-1-3. コンテンツ①-3「しくみ」

45



46



1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する
1-2-1. コンテンツ②-1「提供される情報」

47

介護サービス情報の公表制度を利用する

介護サービス情報の公表制度について、
利用方法を解説します。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

50

提供される情報

介護サービスの内容や運営状況に関し、介護保険法の規定にもとづいて公表

大きくわけて、基本情報と調査情報があります。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

48

提供される情報

公表されている介護サービス情報の内容は、どのようなものですか？

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

51

提供される情報

基本情報と調査情報ですか... どう違うんですか？

介護サービスの内容や運営状況に関し、介護保険法の規定にもとづいて公表

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

49

提供される情報

介護サービスの内容や運営状況に関し、介護保険法の規定にもとづいて公表

はい、それは事業所のサービス内容や運営状況に関するもので、介護保険法の規定にもとづいて公表されていますが、

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

52

介護サービス情報公表センター
介護サービス情報を公表

都道府県または指定情報公表センター
C中立性・公平性の確保
C情報の公開性の確保

基本情報 調査情報

介護保険の事業者および施設

基本情報とは、事業所が年1回、都道府県または指定情報公表センターに報告するもので、

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する 1-2-1. コンテンツ②-1「提供される情報」

53

介護サービス情報を公表

都道府県または指定調査機関
中立性・公平性の確保
調査の均質性の確保

介護保険の事業者および施設

職員体制やサービス提供時間、設備、利用料金など、基本的な事実情報をそのまま公表するものです。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

56

介護サービス情報を公表

都道府県または指定調査機関
中立性・公平性の確保
調査の均質性の確保

介護保険の事業者および施設

客観的な調査を実施した情報になります。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

54

介護サービス情報を公表

都道府県または指定調査機関
中立性・公平性の確保
調査の均質性の確保

介護保険の事業者および施設

調査情報とは、都道府県または指定調査機関が年1回、事業所が報告した情報の事実確認を行ったあとに

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

57

提供される情報

介護サービス情報を公表

都道府県または指定調査機関
中立性・公平性の確保
調査の均質性の確保

介護保険の事業者および施設

なるほど。利用者や家族が、最も適した事業所を選ぶために、

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

55

介護サービス情報を公表

都道府県または指定調査機関
中立性・公平性の確保
調査の均質性の確保

介護保険の事業者および施設

公表するもので、介護サービスに関するマニュアルやサービス提供内容の記録管理の有無など、

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

58

提供される情報

介護サービス情報を公表

都道府県または指定調査機関
中立性・公平性の確保
調査の均質性の確保

介護保険の事業者および施設

必要な情報が提供されているんですね。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する
1-2-1. コンテンツ②-1「提供される情報」

59

